

## 新型コロナウイルス対策事業について

### 1 信用保証料の補助（区融資あっせん制度）

令和2年3月に設置した区融資あっせん制度「新型コロナウイルス対策緊急資金」について、信用保証料の一部を区が負担することにより、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた区内中小企業の支援を強化する。

#### (1) 信用保証料の補助額

- ・区は、事業者が負担した保証料額のうち30万円を上限として補助する。
- ・既に本資金の融資を受けている事業者については、遡って対象とする。
- ・本申請は1事業者1回のみとする。

#### (2) スケジュール

令和2年8月17日 申請受付開始

### 2 中小企業事業継続支援補助

新型コロナウイルスの影響下における区内中小企業の事業の継続を支援するため、人件費、土地・建物の賃借料、感染防止の取組みに係る経費等について補助を行う。

#### (1) 対象

次の全ての要件を満たす者。ただし、「介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者基盤維持支援金」の対象となる事業者は除く。

- ①中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業者又は法人事業者）
- ②申請日を基準とした直前1か月間の売上高又は営業利益が前年同期に比べ減少していること。ただし、創業1年未満の事業者においては、直前1か月間の売上高又は営業利益が直前3か月間の平均売上高と比べ減少していること

#### (2) 補助対象経費

- ①従業員の雇用の維持に要する人件費 直前1月分相当額
- ②土地・建物の賃借料 直前1月分相当額
- ③動産の賃借料、リース料 直前3月分相当額
- ④新型コロナウイルスの拡大防止の取組みに要する設備費、消耗品購入費

#### (3) 補助額

- ・(2)①から④までの合計額とし、30万円を上限とする。
- ・申請は、10万円以上に限り、1事業者1回のみとする。

#### (4) スケジュール

令和2年9月1日 申請受付開始

### 3 キャッシュレス決済ポイント還元事業補助

「新しい生活様式」をテーマにした商店街活性化事業として、文京区商店街連合会（以下「区商連」という。）が実施するLINE Pay決済（QRコードによるキャッシュレス決済）によるポイント還元事業に補助を行うことにより、非接触型の決済を促進するとともに、商店街の活性化及び個店の販売促進支援を行う。

#### (1) 事業概要

- ①実施時期 令和2年秋
- ②対象店舗 LINE Payが利用可能な区商連加盟店舗
- ③還元率 10%：小規模の小売店、個人商店など  
2%：大型スーパー、系列ドラッグストア、コンビニエンスストアなど

#### (2) 利用者への周知

区報、区ホームページ、SNSによる周知のほか、QRコードによるキャッシュレス決済になじみのない方に向け、パンフレットの配布等を実施する。

#### (3) 商店会への周知

本事業は総務省が推進する統一QR「JPQR」にも対応していることから、総務省が実施するJPQR普及事業に区商連が参画し商店会への周知を行うとともに、区商連と決済事業者においても独自の加入支援事業を実施する。

#### (4) その他

区は、ポイント還元相当分の経費及び本事業に係る事務経費を補助する。

### 4 文京区商店街連合会が実施する新たな宅配事業への補助

7月末まで実施した「文京区宅配支援事業」に代わり、顧客の減少等により影響を受けている区内商店のさらなる支援のため、文京区商店街連合会が実施する飲食店や小売店等に対する新たな区内宅配事業に対して補助を行う。

#### (1) 事業概要

- ①実施期間 令和2年10月から令和3年3月末まで
- ②対象店舗 区商連加盟店舗
- ③購入方法 インターネットページ及び電話による注文
- ④配達方法
  - ・弁当類の宅配は弁当宅配事業者の宅配システムを活用する。
  - ・弁当類以外の商品は、区内宅配事業者及び各商店会等が持つ宅配ネットワークを活用する。
- ⑤宅配料 区商連が負担
- ⑥支払方法 現金、クレジットカード、QRコード決済等を予定

#### (2) その他

本事業は都補助金「東京都政策課題対応型商店街事業」を活用し、区は経費の一部を補助する。